

議案第91号 北九州市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例について

(建設局河川整備課)

1 条例制定の理由・目的

水防法が改正され、地域防災計画に定める浸水想定区域内の大規模工場等について、浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等が規定された。

対象となる大規模工場等の用途及び規模については、国土交通省令の基準を参酌して、条例で定めることとなっている。

2 制定内容

用途は、工場、作業場又は倉庫とし、規模は延べ面積が1万平方メートル以上とする。

(参考)

参酌する国土交通省令(水防法施行規則第3条)

(略) 国土交通省令で定める基準は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が一万平方メートル以上のものであることとする

3 施行期日

公布の日

4 参考

- (1) 地域防災計画に定めることにあたっては、大規模工場等から申し出があった場合に限る。さらに、大規模工場等の自衛水防の取組については努力義務である。
- (2) 地域防災計画に記載された大規模工場等については、所有者等に対し、市長から洪水予報などが直接伝達される。
- (3) 今回条例の規定に該当する事業所は、1事業所である。